

(3) 消防機関においては、避難訓練に立会う等により上記の措置が講じられていないと認められる旅館・ホテル等に対しては改善の指導を行うとともに、所要の措置が講じられるまでの間適マークの交付を見合わせる。

なお、夜間の防火管理体制及び避難訓練のあり方について、おつて指導マニュアルを作成し、通知する予定であること。

2 防火管理上の取扱いの統一について

(1) 旅館・ホテル等の防火管理に係る収容人員の算定について、今後は次のとおり取り扱うべきこと。

ア 和室の宿泊室の収容人員の算定に当たっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3平方メートル程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

イ 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。

ただし、スイートルームなどこれらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかなものは、この限りではない。

ウ 旅館・ホテル等内に集会、飲食又は休憩の用に供する部分が設けられているものであつて、かつ、これらの部分が当該旅館・ホテル等の宿泊者以外の者も利用する実態にある場合には、これらの部分について消防法施行規則第1条の表の令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物の区分の下欄の三により算定し、全体の収容人員に合算すること。

(2) 同一の管理権原者に属する旅館・ホテル等が公道等を隔てて存する場合における防火管理については、その使用及び管理の実態を踏まえ、今後は次のとおり取り扱うべきこと。

ア 公道等を隔てて存する旅館・ホテル等が専用の地下通路、渡り廊下等により連結されている場合には、これらの防火対象物は一の防火対象物として防火管理を行うべきものであること。

イ ア以外の旅館・ホテル等についても、その使用及び管理の状況が一体的であると認められる場合には、これらの防火対象物についても一体的な防火管理が行われるよう指導すること。

(3) 上記(1)及び(2)については、既に多くの消防機関において措置されているところであるが、未実施の消防機関においては、当該措置の徹底に当たり、防火管理者の選任、消防計画の作成等が必要となる旅館・ホテル等については、速やかに必要な措置が講じられるよう指導すべきこと。また、消防用設備等の設置が必要となる場合においては、速やかに(特別の事情がある場合においても3年以内を目途とすること。)所要の措置が講じられるよう指導すべきこと。

3 消防機関への通報体制の整備について

旅館・ホテル等における緊急時の消防機関への通報体制については、通報が迅速的確に行えるよう、旅館・ホテル等において、従業員に対して119番通報の操作を十分習熟させるとともに、さらに次のとおり万全の措置を講じておくことが望ましいので、この旨指導すべきこと。

(1) 旅館・ホテル等の防災センター、管理人室等必要な場所には、一の押しボタン操作で通報可能な電話機など消防機関に対し迅速的確な通報ができる装置を設置すること。

(2) その他宿泊者等の利用に供するために設ける公衆電話、ピンク電話は、緊急通報ボタン付又は専用緊急ダイヤル付のものとする。

なお、緊急通報ボタン付電話機等が設置されるまでの間において、それ以外の電話機を設置しておく場合には、その利用上の注意点を明示した表示を掲げておく等必要な措置を講じておくこと。

○旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて

(通知) (昭和62年8月1日
消防予第131号消防庁予防課長)

改正 平成13年3月消防予第103号・消防危第53号、15年3月消防安第13号

各都道府県消防主管部長

旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制については、「旅館・ホテル等における防火安全対策の推進について(昭和61年6月25日付消防予第85号 各都道府県消防主管部長あて消防庁予防救急課長通知)〔2053の11頁参照〕において、「夜間の防火管理体制及び避難訓練のあり方について、おつて指導マニュアルを作成し、通知する」こととしていた

ところであるが、今般、標記指導マニュアルを別添1のとおり作成したので送付する。

旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制については、今後、この指導マニュアルに基づいて指導されたいので、貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしく御指導願いたい。

記

1 検証及び指導の対象

旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル(以下、「指導マニュアル」という。)により夜間の防火管理体制の検証及び指導を行う対象は、消防法施行令別表第1(四)項イ((十六)項イにある該当部分を含む。)に掲げる旅館・ホテル等のうち、消防法第8条の適用があるもので、階数が3以上のものとする。なお、それ以外の旅館・ホテル等についても指導マニュアルの考え方に準じて指導することが望ましいこと。

2 検証及び指導の実施期間

指導マニュアルにより、夜間の防火管理体制について検証及び指導を行う期間は、管内の旅館・ホテル等の実態、消防機関の体制等に応じて、3年を超えない範囲で消防機関ごとに設定することとし、この期間内に検証が円滑に行われるよう計画的に指導を行うこと。

3 指導マニュアルの弾力的運用

指導マニュアルにおける対応事項等の内容や、対応計画等の改善方法は、一般的な構造、営業形態の旅館・ホテル等を想定して定められたものであるので、指導マニュアルに基づく検証及び指導を行っていく過程で、この指導マニュアルで想定していない特殊な形態の旅館・ホテル等についての考え方や、対応事項等及び改善方法等についての個々の旅館・ホテル等の創意工夫による新しい考え方が出て来た場合には、各消防本部で積極的に評価すべきであること。また、今後、それらの考え方が整理された場合には、この指導マニュアルに付加していくこともありうるものであること。

4 指導マニュアルによる消防機関の指導方法

消防機関がこの指導マニュアルを用いて旅館・ホテル等を指導するに当たっては、別添2『「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」による消防機関の指導の際の実施要領』によるものであること。

5 その他

(1) 事前訓練及び検証については、消防法施行規則第3条第5項に係る避難訓練とみなして差し支えないものであること。

(2) 削除

(別添1)

旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル

1 目的

このマニュアルは、個々の旅館・ホテル等において、夜間火災が発生した場合に、宿泊者の安全確保を図るために、適切に対応すべき防火管理体制の整備に関する指導方法を示すことを目的とする。

2 対象

このマニュアルの対象は、消防法施行令別表第1(四)項イ((十六)項イにある該当部分を含む。)に掲げる旅館・ホテル等のうち、消防法第8条の適用があるもので、階数が3以上のものとする。

3 考え方

消防機関は、旅館・ホテル等の関係者に対し、このマニュアルに基づき、火災発生時に自衛消防隊員がとるべき個々の旅館・ホテル等の実態に応じた最低限必要な対応事項を示すとともに、個々の旅館・ホテル等の建築構造、内装、消防防災設備等に応じて定まる限界時間内に、すべての対応事項が行われるような体制を整備するよう指導する。

4 限界時間の設定

火災階と非火災階とでは、火災の際の環境悪化時における行動可能時間が異なっているため、火災階と非火災階のそれぞれについて限界時間を設定する。

限界時間は、スプリンクラー設備を設置していないものにあつては建築物の構造、内装等に応じて定まる基準限界時間と延焼速度を減少させること等によつて得られる延長時間の和とする。また、スプリンクラー設備を設置しているものにあつては、火災階の限界時間を9分とする。

4.1 火災階の限界時間

火災階の限界時間は、表-1のとおりとする。

表-1 火災階の限界時間(Tf)

条 件		Tf
消防法令に基づきスプリンクラー設備が設置されている(注1)階		9分
上 記 以 外 の 階	火災階の基準時間(Tf、1) 内装制限がなされている(注2)場合で、客室と廊下の欄間、ガラリー等がない場合	6分
	内装制限はなされているが、客室と廊下の間に欄間、ガラリー等があり、防煙的にみて一体の空間と見なせる場合	5分
	内装制限がなされていない場合	3分
	火災階の延長時間(Tf、2) (注3) 寝具類に防炎製品が使用されている場合	1分
	対応行動(5(4))において、屋内消火栓を使用する場合	1分
		(Tf、1) + (Tf、2)

(注1) 「スプリンクラー設備が設置されている」には、消防法施行規則(以下「規則」という。)第13条に基

づきスプリンクラー設備が設置されていない部分があることを含むものとする。以下同じ。

(注2) 「内装制限がなされている」とは、客室の壁(床面から1.2m以下の部分を除く。以下同じ。)及び天井の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下同じ。)の仕上げが不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で、客室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料又は準不燃材料でなされている場合をいう。以下同じ。

(注3-1) 寝具類に防災製品が使用されている場合の延長時間は、内装制限がなされていない場合の基準時間には加算できないものとする。

(注3-2) 寝具類に防災製品が使用されている場合の延長時間と対応行動において屋内消火栓を使用する場合の延長時間とは、それぞれ基準時間に加算することができるものとする。

4. 2 非火災階の限界時間

非火災階の限界時間は、表-2のとおりとする。

表-2 非火災階の限界時間 (Tn)

非火災階の限界時間 (Tn) = 非火災階の基準時間 (Tn, 1) + 非火災階の延長時間 (Tn, 2)	
非火災階の基準時間 (Tn, 1)	火災階の限界時間 (Tf) を用いる。
非火災階の延長時間 (Tn, 2)	堅穴区画がなされている (注4) 場合 3分
	堅穴区画がなされており、各客室毎に定員相当の火災避難用保護具が設置されている場合 4分

(注4) 「堅穴区画がなされている」とは、表示要綱別記「表示基準」の点検項目のうち、「防火区画」の項目に適合していることをいう。以下同じ。

5 対応事項

火災発生時に自衛消防隊員がとるべき最低限必要な対応事項は、個々の旅館・ホテル等の実態に応じ、次のとおりとする。

(1) 出火場所の確認

自動火災報知設備(自火報)の受信機等により出火場所を確認する。

[検証の場合]

① 3階以上の階(5階建以上の旅館・ホテル等の場合は3階から最上階より2階下までの階)にある客室のうち、火災確認を行うこととしている者が待機している場所から最も遠いと考えられるものに設置されている感知器を一つ任意に選んで発報させ、自火報を作動させる。この時、発報させた客室の廊下側の入口付近に旗等の目印を設置しておく。また、当該客室は内側から施錠しておくこととする。

なお、当該旅館・ホテル等が複数棟からなる場合は、最大客室数を有する棟の感知器を発報させることとす

る。

② 自衛消防隊員は、原則として受信機の前で待機しているものとするが、仮眠状態で待機することとしている場合は、発報後15秒経過した後に行動を起こすこととする。

(2) 現場の確認

出火場所に到つて、現場の状況を確認する。

[検証の場合]

① 受信機の前で待機している者が自ら又は他の要員に指示(肉声、電話、無線等を用いて)して、発報した感知器の設置されている客室に行き、マスターキーを用いてドアを開けて中に入り、火災の有無を確認する動作を行う。この場合、他の要員で仮眠状態で待機することとしている者は、指示されてから15秒経過した後に行動を起こすこととする。

② 火災を確認した者は、その場で「火事だー!」と2回叫ぶ。

③ 自衛消防隊員の移動の際のエレベーターの使用については、次による。(避難誘導等の際の自衛消防隊員の移動についても同様とする。)

ア 非常用エレベーターは使用できるものとする。

イ 常用エレベーターは、停電時最寄り階停止装置付のものに限り使用できるものとする。

この場合、確認要員は火災階の直下階まではエレベーターを使用できるが、それより上階へは階段を利用しなければならないものとする。

(3) 消防機関への通報(この行動は、火災階の限界時間内に終了されること!)

火災である旨を、消防機関へ通報する。

[検証の場合]

① 対応計画上通報を行うこととされている者(当該旅館・ホテル等の外部にいる責任者等を含む。)が、消防機関への模擬通報を行う。(事前に了解を得て、実際に消防機関へ連絡することが望ましいが、訓練用の電話機又は内線電話等を利用することでもよい。)

② 消防機関への模擬通報の内容は、個々の消防機関、旅館・ホテル等の状況に応じ、概ね次のとおりとする。(なお、検証の際には、通報内容の細部にこだわらず、概ね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。)

通報者 119番をする。

消防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消防 「場所はどこですか。」

通報者 「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇ホテル(旅館)です。」

消防 「そのホテル(旅館)は何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「〇階建の〇階が燃えています。」

消防 「今日の宿泊者は何名ですか。逃げ遅れた人はいませんか。」

通報者 「宿泊者〇名です。逃げ遅れは今のところわかりません。」

消防 「何が燃えているかわかりますか。」

通報者 「〇〇〇〇〇〇〇〇」

消防 「近所に目標となる建物はありますか。」

通報者 「〇〇〇〇〇〇〇〇」

消防 「わかりました。」

③ 消防機関への通報を現場確認の後にすべきであるとするか、自火報発報後直ちにすべきであるとするかについては、管内の非火災報対策の進捗状況と消防機関の指導の実態等から、消防機関がそれぞれ判断するものとする。

④ 消防機関が非常通報装置の設置を認めている場合には、非常通報装置の通報スイッチを入れることをもつて、消防機関への通報に代えることができるものとする。通報スイッチを入れる時点に関する判断については、③と同様とする。

(4) 初期消火（火災階の所要行動）

消火器又は屋内消火栓により初期消火を行う。

[検証の場合]

- ① 模擬初期消火は、消火器を用いて行つても、屋内消火栓を用いて行つても差し支えないものとする。
- ② 消火器を用いる場合は、A3以上の能力単位を有する消火器を実際に放出するか、放出のための動作を行つた上で放出体勢をとり、15秒間維持する。
- ③ 屋内消火栓を用いる場合は、放水のための動作を行つた上で放水体勢をとり、30秒間維持する。消火開始迄の操作は、原則として2人以上で実施すること（注

5）とする。なお、この行動を選択した場合は、限界時間が1分間延長される。

(注5) 屋内消火栓が1人で操作できるものである場合又は操作者が屋内消火栓を1人で操作することができる能力があると消防機関が特に認めた場合は、1人で操作してもよいものとする。

(5) 情報伝達（火災階及び非火災階）

宿泊客に火災である旨及び避難すべき旨を伝達・指示する。

[検証の場合]

① 非常放送設備が設けられている場合は、非常放送を行う。

この場合の文例は、概ね次のとおりとし（当該旅館・ホテル独自の文例がある場合はそれによることとする。）、3回繰り返すものとする。

「〇〇階〇〇近くで、火災が発生しました。お客様は、従業員の指示に従つて、至急避難して下さい。（繰り返します。）」

② 火災である旨が一斉に伝達される電話機（非常用構内通報機）等が設置されている場合には、当該電話機等を用い、①の文例に準じて宿泊客に火災である旨を知らせる。

③ 「火事だー！」と叫びながら（ハンドマイクがある場合は利用すること。）、客室のドアをたたき、火災である旨を知らせる行為を繰り返す。

この場合の原則は、（表3）のとおりとする。

（表3）各室伝達（注6）を行う範囲

条 件	組 合 せ		例								範 囲
	客室内部に スピーカー (注7)	共用部分に スピーカー (注8)	耐火建築物	内装制限 客室避難路	水平区画 (注9)	全ての 区画が 区画	客室から の直接 避難(注10)	安全な 階段 (注11)	スプリンク ラー設置 (注12)		
客室内部に、非常放送設備等により直接伝達が可能で、かつ、最終避難経路があるかスプリンクラーが設置されている場合	○	○	—	—	—	—	○	—	—	不要	
	○	○	○	—	○	—	—	○	—		
	○	○	—	—	—	—	—	○	○		
共用部分に非常放送設備が設置されており、火災階が防火区画によつて分割されていて、上階延焼の恐れが少なく、上階からの避難路が確保されている場合	—	○	○	—	○	○	—	○	—	火災となつた防火区画内	
	—	○	—	—	○	—	—	○	○		
共用部分に非常放送設備が設置されており、上階延焼の恐れが少なく、上階からの避難路が確保されている場合	—	○	○	—	○	○	—	○	—	火災階	
	—	○	—	—	—	—	—	○	○		

共用部分に非常放送設備が設置されており、上階延焼の恐れがある程度少なく、上階からの避難路が確保されている場合	—	○	○	—	—	—	○	—	○	—	火災階及び直上階
	—	○	—	○	○	—	○	—	○	—	
共用部分に非常放送設備が設置されており、上階からの避難路はあるが、上階延焼の恐れがある場合	—	○	○	—	—	—	—	—	○	—	火災階以上の階
上記以外の場合											全階

(注6) 「各室伝達」とは、客室のドアをたたいて、火災である旨を知らせる行為を言う。

(注7) 「客室内部にスピーカー」とは、全ての客室内に、非常放送設備（一斉式非常放送設備を含む。）のスピーカー、火災である旨が一斉に伝達される電話機（非常用構内通報機）等が設置されていることをいう。

(注8) 「共用部分にスピーカー」とは、非常放送設備のスピーカーが消防法令に基づき共用部分に設置されていることを言う。

(注9) 「水平区画」とは、建築基準法施行令第112条第1項の規定により又はこれに準じて、旅館・ホテル等の各階が耐火構造の床若しくは壁又は甲種防火戸で区画されていることを言う。

なお、火災となつた防火区画内のみ各室伝達を行おうとする場合には、水平区画を形成する当該旅館・ホテル内の全ての防火戸について、閉鎖障害がないことが確認されていなければならない。

(注10) 「客室からの直接避難」とは、3階以上の全ての客室に避難器具が設置されているか又は3階以上の全ての客室が安全な避難路を有するベランダ等に面していることをいう。

(注11) 「安全な階段」とは、堅穴区画がなされている階段又は屋外階段が1以上設置されていることを言う。

(注12) 「スプリンクラー設置」とは、スプリンクラー設備が消防法令に基づき設置されていることを言う。

④ (表3)の堅穴区画は、全ての防火戸が、その閉鎖方式に応じ、次の場合に堅穴区画が形成されたこととする。

ア 常時閉鎖式防火戸の：閉鎖されていること。
場合

イ 火災により煙が発生：閉鎖障害がないこと。
した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸の場合

ウ 火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸の場合
手動で閉鎖すること。また、火災階以外の階の防火戸は、閉鎖障害がないこと。

エ 手動で閉鎖する構造：堅穴区画を形成する火災階以上の階の全ての防火戸を手動で閉鎖すること。

⑤ 当該旅館・ホテル等が数棟によつて構成されている場合には、(表3)の火災を知らせる行為は、火災発生棟とした棟のみについて行えば良いこととする。

・ただし、火災発生棟が渡り廊下等により、消防法上別棟とされる他棟と連絡している場合には、④に準じて別棟区画が形成されることが必要である。

(6) 避難誘導

廊下に出てきた客を安全な地点まで避難誘導する。

安全な地点とは、以下の地点をいう。

耐火建築物の場合

- ① 特別避難階段の附室
- ② 堅穴区画がなされている階段室
- ③ 屋上広場、安全な地上までの避難路を有するベランダ等

耐火建築物以外の建築物の場合；安全な地上

[検証の場合]

- ① 特別避難階段又は堅穴区画された階段室がある場合には、火災階以上の各階において、これらのうち1の附室又は階段室の入口付近で「ここから逃げて下さい！」と2回叫ぶ（ハンドマイクがある場合は利用すること。以下同じ。）こととする。

ただし、スプリンクラー設備が設置されている場合は、出火階及びその直上階において上記行為を行えば足りることとする。

- ② 特別避難階段及び堅穴区画された階段室が設置されていない場合は、直通階段のうち防火上最も安全と考えられるものを選んで、次のとおり避難誘導を行うこととする。

ア 火災階及びその直上階

階段の入口付近で、「ここから逃げて下さい！」と2回叫んだ後、避難階まで誘導する動作をそれぞれ行う。

イ 火災階の直上階より上の階

最上階から火災階の2階上の階まで、各階の階段の入口付近で「ここから逃げて下さい!」と2回叫びながら、避難階まで誘導する動作を1回行う。

- ③ 1以上の特別避難階段又は避難階段の入口部分に誘導音装置付誘導灯が設置されている場合は、①の避難誘導は必要ないこととする。

6 指導の方法

個々の旅館・ホテル等の通常の夜間の勤務体制において、自火報発報以後の対応を5のとおり行つた場合、自火報発報から火災階での対応事項完了までに要する時間をRtf、非火災階での対応事項完了までに要する時間をRtnとした時、

$$Rtf \leq Tf = Tf, 1 + Tf, 2$$

かつ

$$Rtn \leq Tn = Tn, 1 + Tn, 2$$

であることを検証し、Rtf>Tf又はRtn>Tnの場合には、別紙指導要領により、改善指導を行う。

(別紙)

対応事項の完了までに要する時間が限界時間を超過した際の指導要領

所要行動の実地検証によつて、限界時間内に行動を完了できなかった場合には、以下に述べる要領にしたがつて、改善指導を行うこととする。

1. 指導すべき改善の提示内容

限界時間内に所要の行動を完了することを可能にするためには、実地検証の際、特に問題が生じた対応行動(1)~(6)等についての改善の指導を行うことが必要である。

限界時間内に所要の行動を完了させるためには、指導上、以下の2つの考え方がある。

- 1) 限界時間はそのまま、対応行動の改善によつて行動時間の短縮化を図る。
- 2) 限界時間そのものを延長させる。

この方法のうち、1)は現状の建物の構造等自体に大きな変更を加えずに改善しようとするものであり、比較的対応が容易であるが、大幅な時間の短縮化は余り望めない(ただし、人員増加によると経済的には負担がかかるが時間の短縮化には大きな効果がある。)

これに対して2)は、建物の内装・構造・設備等について変更を加える必要があり、一般に経済的に負担がかかり、改善のための時間もかなり必要となると考えられるが、限界時間を延長することができ、夜間管理体制に大きな変更を加えることなく、対応事項を完了できるようになる場合が多い。さらに2)によつた場合は、単に限界時間の延長にとどまらず、対応行動の一部簡略化を副次的に期待でき、二重の効果が得られる場合もあり非常に効果的である。

指導に当たつて、旅館・ホテル側に対しては、消防機関の側から以下のような改善内容を提示し、その中から、旅館・ホテル側の人員・建物の構造・経済性等諸般の事情によつて実現可能な改善策を選択させることとする。

またこれ以外にも個々の旅館・ホテル独自の改善策も考

えられるので、「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」の考え方を十分理解させた上で、それぞれの創意工夫を引き出すようにすることが望ましい。

1.1 訓練による対応時間の短縮

現状の夜間の防火管理体制に変更を加えず、訓練のみによつて向上を図ろうとするものであり、対策としては最も基本的である。特に、これまで訓練を十分行つていない場合は大幅な改善が望める対策である。これには、具体的には次のような事項が挙げられる。

- a) 現状のまま、訓練回数を増やす……………基本的な対策であり、以下のb)~e)のためにも必要。
- b) 階段の昇降訓練をする……………出火地点まで遠い場合や隊員の体力不足の場合には有効。
- c) 客室への火災連絡の訓練をする……………各室伝達が必要な場合にはある程度有効。
- d) 消火器の取扱い、非常用放送設備等機器の基本的な操作の習熟を図る……………実地検証において、操作上のトラブルがみられた場合等には極めて有効。
- e) 自衛消防隊員間の連携を図る……………複数の隊員の連携に依存している場合にはかなり有効。

1.2 夜間の防火管理体制の変更

現状の夜間の防火管理体制の対応事項や人員構成に変更を加える。人的な対応が比較的容易な場合や、1.1では対応しきれない管理体制上の問題点がある場合に有効である。

- a) 体力のある人に替える……………夜間の勤務体制が体力的に発災時の対応に向かない人員で構成されている場合、1)の対策(特にa)b)だけでは対応ができない場合等に有効。
- b) 適材適所の役割分担をする……………複数の職員により対応行動をする場合で、体力に違いがある場合や、機器操作能力に得手不得手がある場合に有効。
- c) 副受信機の設置等により、従業員宿舎からの応援体制の整備を図る……………いわゆる人海戦術。設備的な対応はできないが、同一敷地内等に従業員が宿泊待機しているような場合には有効。
- d) 相互応援体制を整備する……………多数の手助けが必要な場合、特に非火災階の連絡、避難誘導に問題がある場合に有効で

あるが、火災階の対応にはあまり効果が期待できない。

- e) 指揮系統等組織体制を整備する …………… 作業分担、責任体制の不備により、対応行動に混乱がみられる場合には極めて有効。
- f) 夜間勤務者を増加する …… 夜間の防火管理体制の抜本的見直し。対応時間の短縮に極めて有効。

1.3 対応事項の変更

- a) 初期消火作業で屋内消火栓を用いる …………… 屋内消火栓が備えられていて、その訓練が十分である場合には、消火器を用いる場合に比べてあまり対応時間を増さずに限界時間の延長を図れる。
- b) 伝達の方法を変える …… 屋内電話、後述の無線機等の設置により伝達方法を工夫する。連絡時間の短縮化に極めて有効。
- c) 駆けつける経路をかえる …………… 通常用いる経路以外の最短距離を工夫する。確認時間の短縮にある程度有効。
- d) 仮眠待機場所の変更を行う …………… 夜間勤務者の仮眠場所が、防災センターや客室から遠い場合は、その近くに移動させる。確認連絡時間の短縮に有効。
- e) 仮眠待機場所の分散を行う …………… 夜間勤務者の仮眠待機場所を分散させ、電話等による連絡体制を整備する。確認のための移動時間の短縮に極めて有効。

1.4 設備等の強化

1.1～1.3の対応によるだけでは対応時間を限界時間内にすることができない場合又は1.3の対応事項の変更上必要な場合には、設備等を強化することによつて、限界時間の延長や、対応時間の短縮を図る。この際、この設備の設置による効果が十分挙げられるように、対応事項の一部を変更する必要がある場合が生じる。

- a) 非常通報装置を設置する …………… 119番通報する時間が大幅に短縮されるので極めて有効。
- b) 無線機、館内非常電話等を設置する …………… 火災確認の連絡通報時間の短縮に極めて有効。

- c) 非常放送設備の起動装置及びマイク並びに119番通報可能な電話機をすべての階に設置する …… 防災センター要員を残す必要がなくなるので、対応時間全般の短縮に極めて有効。

- d) 非常放送のスピーカー又は一斉電話等を各客室内に設置する …………… 各室伝達が大幅に省略できるため、宿泊客が多く情報伝達に時間を要する場合には、極めて有効。

- e) 防災設備等をシステム化する …………… 防災センターに多くの操作機器があり、その操作が複雑であるか、人員数が不足している場合に有効。

- f) 避難器具を3階以上の全客室に設置する …………… 各室伝達が大幅に省略できるため極めて有効。特に3階建の大規模な木造旅館等について推奨すべき対策である。

- g) 火災避難用保護具を全客室に設置する …………… 限界時間を延長することができる。

- h) 応援要請装置を設置する …………… 他の旅館等外部の応援を期待している場合には必要。

- i) エレベーターを改良する …………… 非常用エレベーター (EV) が設置されていない場合には最低1台の常用EVを停電時最寄り階停止装置付EVに改造する。確認駆けつけ時間の短縮に有効。5～10階建の旅館・ホテルにおいて大きな効果が期待できる。

- j) 階段部分に誘導音装置付誘導灯を設置する …… 階段部分での避難誘導の作業が不要となるので極めて有効。

- k) スプリンクラーを設置する …………… 限界時間の延長、対応事項の省略両面に極めて有効。

1.5 建物構造等の強化

1.1～1.4の対応によるだけでは対応時間を限界時間内にすることができない場合又はそれらの対応を選択しない場

合には、建物の構造等、建物自体にかかる抜本的な対策を施すことが必要となる。本対策のうちでは、1.4のk)スプリンクラーの設置と並ぶ高度なレベルでの対策であり、経済的な負担を必要とし、改善にも時間がかかるが、効果は極めて大きい。

- a) 寝具類に防災製品を使用する……………限界時間を延長することができる。
- b) 内装の不燃化を図る……………//
- c) 客室と廊下間の区画性能を高める……………//
- d) 階段室を堅穴区画する……………限界時間を延長することができる。また、避難誘導時間の短縮化に極めて有効。
- e) 各階を甲種防火戸により、複数の区画により水平区画する……………各室伝達する範囲を少なくすることができるので、情報伝達の時間の短縮化に極めて有効。
- f) 別棟区画する……………避難誘導の対象とする範囲を少なくすることができるので、避難誘導の時間の短縮化に極めて有効。
- g) 安全な避難路を有するベランダを設置する……………各室伝達が大幅に省略できるため極めて有効。
- h) 屋外階段を増設する……………最終避難経路を確保することができるので、各室伝達及び避難誘導の時間の短縮化に極めて有効。
- i) 一部の室の使用用途の変更を行う……………一部の客室を他の用途に使うこと等により、連絡・避難誘導等の対応行動の負担を軽くする。対応時間の短縮化に極めて有効。
- j) 構造を変更する……………建て替え、改築により、建物の耐火性能を向上させ、限界時間を大幅に延長させる。対応事項の簡略化にも極めて有効。

2. 実地検証結果に基づく対策指導の例

実地検証の際に、対応時間が限界時間を上回った場合には、その超過時間の長短によつて、1. の指導事項の具体的な実施方法について、以下のような指導を一つの目安として行うと良い。

- 2.1 対応時間が限界時間を僅かに（数秒～数10秒）オーバーする場合……………軽度な処置
現状の防火管理体制のままであっても、訓練によつてそ

の改善を図ることが可能性として残されているレベルである。また、一部の夜間勤務者の変更、対応行動の変更等、小規模な変更で要求水準が満足される可能性も高い。

- (1) 経済的にも人的にも余裕がなく、現状の体制で改善を図つて行きたい場合

1.1 訓練による対応時間の短縮

- a) 訓練回数を増やす。
- b) 階段の昇降訓練をする。
- c) 客室への火災連絡の訓練をする。
- d) 消火器の取扱い、非常用放送設備等機器の基本的な操作の習熟を図る。
- e) 自衛消防隊員間の連携を図る。

- (2) 経済的には余裕がないが、人的には多少対応が可能である場合

1.2 夜間の防火管理体制の変更

- a) 体力のある人に替える。
- b) 適材適所の役割分担をする。

1.3 対応事項の変更

- a) 初期消火作業で屋内消火栓を用いる。
- b) 伝達の方法を変える。
- c) 駆けつける経路をかえる。

- (3) 人的な対応は余り望めないが、経済的に多少余裕がある場合

1.4 設備等の強化

- a) 非常通報装置を設置する。
- b) 無線機、館内非常電話等を設置する。

- 2.2 所要時間が限界時間を数十秒から1、2分程度オーバーする場合……………中度の処置

この場合には、計画自体の多少の見直しや、設備的な対策による所要時間の短縮化を図る必要が出てくる。訓練や、一部人の入れ替えのみでの対応では解決はかなり難しいと考えられる。

- (1) 経済的にも人的にも余裕がなく、現状の体制で改善を図つて行きたい場合

1.1 訓練による対応時間の短縮

- a)～d)のみでは困難。
- e) 自衛消防隊員間の連携を図る。

- (2) 経済的には余裕がないが、人的には多少対応が可能である場合

1.2 夜間の防火管理体制の変更

- a)～b)のみでは、困難。
- c) 副受信機等の設置により、従業員宿舎からの応援体制の整備を図る。
- d) 相互応援体制を整備する。
- e) 指揮系統等組織体制を整備する。

1.3 対応事項の変更

- a)～c)のみでは困難。
- d) 仮眠待機場所の変更を行う。

- (3) 人的な対応は余り望めないが、経済的に多少余裕がある場合

- 1.4 設備等を強化する
- a)のみでは困難。
 - b)無線機、館内非常電話等を設置する。
 - c)非常放送設備の起動装置及びマイク並びに119番通報可能な電話機をすべての階に設置する。
 - d)非常放送のスピーカー又は一斉電話等を各客室内にを設置する。
 - e)防災設備等をシステム化する。
 - f)避難器具を3階以上の全客室に設置する。
 - g)火災避難用保護具を全客室に設置する。
 - h)応援要請装置を設置する。
 - i)エレベーターを改良する。
 - j)階段部分に誘導音装置付誘導灯を設置する。
- 1.5 建物構造等を強化する
- a)寝具類に防災製品を使用する。
 - b)内装の不燃化を図る。
- 2.3 所要時間が限界時間を数分以上オーバーする場合……
重度の処置
- この場合には、計画の多少の見直しや、小規模の設備的な対策による所要時間の短縮化では対応できないので、かなりの規模の設備設置や、建築構造の変更を行い、限界時間の延長による対策を併せて図る必要がある。
- 1.1 訓練による対応時間の短縮
- これのみでは困難。
- 1.2 夜間の防火管理体制の変更
- a)～b)のみでは、困難。
 - c)副受信機等の設置により、従業員宿舎からの応援体制の整備を図る。
 - d)相互応援体制を整備する。
 - e)指揮系統等組織体制を整備する。
 - f)夜間勤務者を増加する。
 - c)～e)についてはかなりの増員や密な計画による必要がある。

- る必要がある。
- 1.3 対応事項の変更
- a)～c)のみでは困難。
 - d)仮眠待機場所の変更を行う。
 - e)仮眠待機場所の分散を行う。
- 1.2と併せて考える必要がある。
- 1.4 設備等の強化
- a)～e)のみでは困難。
 - f)避難器具を3階以上の全客室に設置する。
 - g)火災避難用保護具を全客室に設置する。
 - h)応援要請装置を設置する。
 - i)エレベーターを改良する。
 - j)階段部分に誘導音装置付誘導灯を設置する。
 - k)スプリンクラーを設置する。
- 1.5 建物構造等の強化
- a)寝具類に防災製品を使用する。
 - b)内装の不燃化を図る。
 - c)客室と廊下間の区画性能を高める。
 - d)階段室を堅穴区画する。
 - e)各階を甲種防火戸により、複数の区画に水平区画する。
 - f)別棟区画する。
 - g)安全な避難路を有するベランダを設置する。
 - h)屋外階段を増設する。
 - i)一部の室の使用用途の変更を行う。
 - j)構造を変更する。
- 以上のような対策を、検証の際の対応時間の結果等を見て指導していく必要がある。
- 特に、対応事項(1)～(6)の内、どの部分に問題があつたかについて立ち会う消防職員が判断し、(別表)を参考にして効果ある対策を指導することが望ましい。

(別表)：各指導事項の対応事項(所要行動)への影響・効果の目安

各種対策指導事項	対策の効果の内容						限界時間
	(1) 自火報確認	(2) 火災確認	(3) 通報	(4) 消火	(5) 伝達	(6) 誘導	
1. 1 訓練による対応行動の向上							
a)現状のまま、訓練回数を増やす	○	○	○	○	○	○	
b)階段の昇降訓練をする	—	○	—	—	—	—	
c)客室への火災連絡の訓練をする	—	—	—	—	△	—	
d)消火器の取扱い、非常用放送設備等機器の基本的な操作の習熟を図る	○	—	○	◎	○	—	
e)自衛消防隊員間の連携を図る	—	△	△	△	○	○	
1. 2 夜間の防火管理体制の変更							
a)体力のある人に替える	—	△	—	△	△	△	
b)適材適所の役割分担をする	△	△	△	△	△	△	
c)従業員宿舎からの応援体制の整備を図る	—	△	△	○	◎	◎	

d) 相互応援体制を整備する	—	—	—	—	○	○	
e) 指揮系統等組織体制を整備する	△	△	△	△	△	△	
1. 3 対応事項の変更							
a) 初期消火作業で屋内消火栓を用いる	—	—	—	◎	—	—	+1分 ^f
b) 伝達の方法を変える	—	△	△	△	△	△	
c) 駆けつける経路を変える	—	○	—	—	△	△	
d) 仮眠待機場所の変更を行う	—	◎	—	—	◎	○	
e) 仮眠待機場所の分散を行う	—	◎	—	△	◎	○	
1. 4 設備等の強化							
a) 非常通報装置を設置する	—	—	◎	—	—	—	
b) 無線機、館内非常電話等を設置する	—	◎	◎	—	○	○	
c) 非常放送及び119番通報を全ての階からできるようにする	—	—	◎	—	◎	—	
d) 非常放送のスピーカー又は一斉電話等を各客室内に設置する	—	—	—	—	◎	—	
e) 防災設備等をシステム化する	○	△	△	—	△	△	
f) 避難器具を3階以上の全客室に設置する	—	—	—	—	◎	—	
g) 火災避難用保護具を全客室に設置する	—	—	—	—	—	—	+1分 ^a
h) 応援要請装置を設置する	—	—	—	—	○	○	
i) エレベータを改良する	—	◎	△	—	△	△	
j) 階段部分に誘導音装置付誘導灯を設置する	—	—	—	—	—	◎	
k) スプリンクラーを設置する	—	—	—	◎	◎	—	総て9分 ^f
1. 5 建物構造等の強化							
a) 寝具類に防災製品を使用する	—	—	—	—	—	—	+1分 ^f
b) 内装の不燃化を図る	—	—	—	—	○	—	+3分 ^f
c) 客室と廊下間の区画性能を高める	—	—	—	—	—	—	+1分 ^f ※
d) 階段室を堅穴区画する	—	—	—	—	○	○	+3分 ^a
e) 各階を甲種防火戸により、複数の区画に水平区画する	—	—	—	—	◎	—	
f) 別棟区画する	—	◎	—	—	◎	◎	
g) 安全な避難路を有するベランダを設置する	—	—	—	—	◎	—	
h) 屋外階段を増設する	—	—	—	—	◎	◎	
i) 一部の室の使用用途の変更を行う	—	○	—	—	○	○	
j) 構造を変更する	—	—	—	—	◎	◎	+2分 ^f +3分 ^f +3分 ^a

【表中の数字記号の説明】

数字：対応行動の短縮が期待できるおおよその時間及び限界時間の延長時間

記号：特定の時間は指定できないが一般的にみて、

◎→大きな効果が期待できる。

○→かなりの効果が期待できる。

△→多少効果が期待できる。

※→内装制限がなされている場合に限る。

(別添2)

「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制
指導マニュアル」による消防機関の指導の
際の実施要領

消防機関は、「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制
指導マニュアル」(以下「指導マニュアル」という。)に基づ
く指導、検証等を行うに当たっては、以下の要領に従って実
施すること。

1 指導マニュアルに関する周知徹底

旅館・ホテル等の関係者に対し、指導マニュアルに関す
る講習会等を開催して事前説明を十分に行い、指導マニ
ュアルの内容の周知徹底を図ること。

2 指導

2.1 指導の実施

管内の旅館・ホテル等の実態及び消防機関の実情に応
じ、計画的に各旅館・ホテル等に出向し、指導マニ
ュアルに基づいて指導を行うこと。なお、関係者から個別の
指導の要請があつた場合には、積極的に対応すること。

2.2 指導の内容

(1) 当該旅館・ホテル等の構造、内装、区画、スプリン
クラー設備の設置の有無等に基づき、火災階及び非火
災階の限界時間を設定し、関係者に示すこと。

(2) 実際の夜間の勤務体制についての資料を提出させると
ともに、宿泊客の宿泊状況(季節、曜日等による変
化の状況)についても聴取すること。

(3) 検証の際には、検証想定日の夜間の勤務体制で行わ
なければならないことを説明すること。

(4) 当該旅館・ホテル等の構造、内装、区画、消防防災
設備等の状況に基づき対応行動の内容について説明す
ること。

(5) 対応行動の順序、応援体制、連絡・指示の方法等の
詳細については、当該旅館・ホテル等の独自のマニ
ュアルによることができるが、適切な防火管理体制で
あるためには、対応時間 R_{tf} 、 R_{tn} が限界時間 T_f 、 T_n を超
えないもの($R_{tf} \leq T_f$ かつ $R_{tn} \leq T_n$)でなければならない
ことを説明すること。

(6) 指導マニュアル及び「対応事項の完了に要する時間
が限界時間を超過した際の指導要領」(以下「指導要
領」という。)により限界時間の延長方法、対応時間の
短縮方法に関し、当該旅館・ホテル等に応じた適切な
対応を指導すること。

(7) 一定の期間以降に検証を実施する旨を説明し、その
間に当該旅館・ホテル等で独自に訓練及び限界時間と
対応行動の改善を行うよう指導すること。なお、不明
な点がある場合は電話等で確認させるようにするこ
と。

3 検証

(1) 夜間の勤務体制及び宿泊状況等を勘案して、事前に検
証想定日を指定すること。この場合、検証想定日とし
てなるべく宿泊客が多いとされる日を想定することとする

が、実際に検証を行う日は、当該旅館・ホテル等が繁忙
な時期を避けることが望ましい。

(2) 当該旅館・ホテル等において限界時間、対応行動の内
容等について変更がないか確認し、変更がある場合に
は、新たな限界時間及び対応行動の内容が指導マニ
ュアルに適合している旨を確認すること。

(3) 適切な場所に消防職員等を配置し、対応時間を計測す
るとともに、対応行動が適切であるか否かを確認するこ
と。この場合、対応行動を行う者それぞれに消防職員等
を配し、一緒に行動しながら対応時間の計測を行うこと
でもよい。

(4) 3階以上の階(5階建以上の旅館・ホテル等の場合は
3階から最上階より2階下までの階)にある客室のうち
火災確認を行うこととしている者が待機している場所か
ら最も遠いと考えられるものに設置されている感知器を
一つ任意に選んで発報させる。この時、発報させた客室
の廊下側の入口付近に旗等の目印を設置しておくこと。

(5) 火災階及び非火災階の対応行動に要する時間(R_{tf} 及び
 R_{tn})をそれぞれ計測する。

R_{tf} ; 自動火災報知設備の発報から、火災階
での対応行動が終了するまでの時間

R_{tn} ; 自動火災報知設備の発報から、非火災
階での対応行動のうち、最後の対応行動
が終了するまでの時間

(6) 火災階及び非火災階の対応時間がそれぞれ限界時間内
であつた場合には、その検証の際の当該旅館・ホテル等
の対応計画をもとに、夜間の消防計画を作成させるこ
と。

(7) 限界時間を超えた場合は、指導マニュアルに従つて当
該旅館・ホテル等に適応した改善方法を指導するととも
に、日を指定して、当日までに改善計画及び改善目標期
日を申告させること。

4 再検証

関係者より申告のあつた改善目標期日以降の適当日
に、再度検証を実施すること。